

地域	ヨルダン・ハシミテ王国
日付	2022年4月11日
法律事務所	Aljazzy & Co. (Advocates and Legal Consultants)
役職名、氏名	Osama K. Khraisat アソシエイト
連絡先	o.khraisat@aljazzylaw.com

質問事項

I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の私的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

ヨルダンでは、私的分野における個人情報保護は、現時点では特定の法律で規制されていません。ヨルダンは、近い将来に個人情報保護を目的とした法律を導入すべく、真剣に取り組んでいます。回覧に供されているデータ保護法の草案がありますが、この法案はまだヨルダン議会に提出されていないため、正式に制定されるまでの期間は今から約12~18ヶ月後と推定されます。データ保護法は、最新の回覧に供されている草案に従って、議会の承認後6ヶ月後に施行されます。

現時点では、個人情報を含む可能性のあるすべての通信は、「すべての郵便および電信の通信、電話通信、その他の通信手段は秘密とみなされ、法律の規定に基づく司法命令による場合を除き、検閲、閲覧、停止、没収の対象とならない」とするヨルダン憲法第18条によって保護され、非公開とされています。

- ii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

ヨルダンでは、公共部門における個人情報保護は、現在のところ特定の法律で規制されていません。ヨルダン憲法第18条に加え、提案されているデータ保護法は、民間部門と公的部門の両方に適用されます。

- iii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の個別の(特定の)分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要を教えてください。)

はい。

金融・銀行分野

2000年銀行法 No. (28) 第 72 条は、「銀行は、すべての顧客の口座、預金、信託、金庫の完全な秘密を守らなければならない、口座名義人、預金者、信託の委託者、金庫の利用者、またはその相続人の 1 人の書面による同意、既存の司法訴訟における管轄司法機関の決定、または本法の規定で認められた場合のいずれかを除いて、これらに関するいかなるデータも直接または間接的に共有することは禁止され、何らかの理由で顧客と銀行の関係が終了しても、その禁止は継続する」と定めている。

また、個人情報の保護は、送金やデジタルサービスなど、銀行や金融機関が提供するすべての金融サービスについても適用されます。

電気通信分野

1995年電気通信法 No. (13) 第 56 条により、電話や私的な通信は私的なものとみなされています。“電話および私的な通信は、法的責任の罰則のもと、違反してはならない秘密事項とみなされる。”

サイバースペースとデジタル通信の分野

2015年サイバー犯罪法 No. (27) は、ウェブサイトや情報システムに無許可で違法にアクセスし、データや情報を取り消し、削除し、追加し、破壊し、開示し、損傷し、保留し、修正し、変更し、転送し又はコピーすることは犯罪であり、法律で罰せられるとしている。

I の(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合は IV に進みます。

II. 個人情報の保護に関する規程の基本情報

- i. I で言及いただいた個人情報保護に関する法律全てについて以下の空欄を埋めて下さい（必要に応じて回答欄を追加してください。）
 - a) 名称： データ保護法（草案であり、条項が変更される可能性があります。）



Data Protection Law (Draft).pdf

スキャンした PDF ファイルをご利用ください。

① 「個人情報」の定義	個人情報： 自然人に関するデータまたは情報であって、その情報源または様式にかかわらず、本人を識別できる情報、家族状況または居所に関するデータを含め、直接または間接
-------------	---

	的に本人を識別できるもの。 機微(センシティブ)個人情報: 自然人に関するデータまたは情報であって、その出自、人種、意見、政治的所属、宗教的信条、又は財政状態、健康、身体、精神、遺伝的状态、生体指紋(バイオメトリクス)、犯罪歴を直接または間接的に示すもの、または当協議会が機密であると決定した情報またはデータでその開示または誤用が当該自然人に害を及ぼすもの。
② 法律の適用範囲	A- この法律の規定は、発効前に収集または処理されたデータであっても、すべてのデータに適用されるものとし ます。 B- この法律の規定は、個人的な目的のためにデータを 処理する自然人には適用されません。
③ 地理的範囲	ヨルダン、および情報のデータ保持者が海外にいる場合 はヨルダン以外の国においても適用されます。
④ URL	未定
⑤ 施行日	未定

b) 名称: 2000年銀行法 No. (28)

<https://www.cbj.gov.jo/EchoBusV3.0/SystemAssets/2f75d7af-5465-4e1f-90dd-8b825037edbd.pdf>

① 「個人情報」の定義	個人情報の定義はありません。
② 法律の適用範囲	この法律の条文は、銀行業に従事するすべての者に適用されま す。
③ 地理的範囲	ヨルダン
④ URL	https://www.cbj.gov.jo/EchoBusV3.0/SystemAssets/2f75d7af-5465-4e1f-90dd-8b825037edbd.pdf
⑤ 施行日	2000年8月1日
⑥ 対象機関	すべての認可金融機関
⑦ 対象情報	個人の金融に関する履歴や、金融機関のサービスを受けるため に開示する必要があるすべての個人情報

c) 名称: 1995年電気通信法 No. (13)

① 「個人情報」の定義	個人情報の定義はありません。
② 法律の適用範囲	この法律は、有線、無線、光学的手段またはその他の電 子システム的手段による、あらゆる性質の記号、信号、 音、画像またはデータの送信、放送、受信または伝送に 適用されます。
③ 地理的範囲	ヨルダン
④ URL	https://trc.gov.jo/EchoBusV3.0/SystemAssets/%D9%82%D8%A7%D9%86%D9%88%D9%86%20%D8%A7%D9%84%D8%A7

	%D8%AA%D8%B5%D8%A7%D9%84%D8%A7%D8%AA%20%D9%88%D8%AA%D8%B9%D8%AF%D9%8A%D9%84%D8%A7%D8%AA%D9%87.pdf
⑤ 施行日	1995年10月1日
⑥ 対象機関	ヨルダンにおいて電気通信網を管理運用する許認可を保有する事業者
⑦ 対象情報	電気通信提供者からサービスを受けるために開示する必要のある情報及び、認可電気通信網を利用する加入者が提供する情報

d) 名称: 2015年サイバー犯罪法 No. (27)

<http://www.mc.gov.jo/echobusv3.0/SystemAssets/%D9%82%D8%A7%D9%86%D9%88%D9%86%20%D8%A7%D9%84%D8%AC%D8%B1%D8%A7%D8%A6%D9%85%20%D8%A7%D9%84%D8%A7%D9%84%D9%83%D8%AA%D8%B1%D9%88%D9%86%D9%8A%D8%A9%20%D8%B1%D9%82%D9%85%2027%20%D9%84%D8%B3%D9%86%D8%A9%202015.pdf>

① 「個人情報」の定義	個人情報の定義はありません。
② 法律の適用範囲	この法律は、情報システムおよび情報ネットワーク、デジタル・プログラム、ウェブサイトなどに適用されます。
③ 地理的範囲	ヨルダン
④ URL	http://www.mc.gov.jo/echobusv3.0/SystemAssets/%D9%82%D8%A7%D9%86%D9%88%D9%86%20%D8%A7%D9%84%D8%AC%D8%B1%D8%A7%D8%A6%D9%85%20%D8%A7%D9%84%D8%A7%D9%84%D9%83%D8%AA%D8%B1%D9%88%D9%86%D9%8A%D8%A9%20%D8%B1%D9%82%D9%85%2027%20%D9%84%D8%B3%D9%86%D8%A9%202015.pdf
⑤ 施行日	2015年6月1日
⑥ 対象機関	ウェブサイトや情報ネットワークを保有しまたは運営する事業者
⑦ 対象情報	事業者のウェブサイト又は情報システム上の情報

ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。

III. OECD プライバシーガイドライン

i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を体現した法の規定があればその概要をご教示下さい。

<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesonthe protectionofprivacyandtransborder>

(a) 収集制限の原則

データ保護法の草案には、第 7 条(a)および第 7 条(c)にて、データ処理の目的は合法的、具体的かつ明確でなければならず、合法的な手段によって(処理が)実行されなければならないという収集制限原則が含まれています。

(b) データ内容の原則

同法第 7 条(b)は、データ処理がデータ収集の目的に合致していなければならないと定めています。同法第 7 条(d)によれば、データは真実、正確かつ最新のデータに基づくものでなければならないとされています。

(c) 目的明確化の原則

同法第 9 条(b)および第 9 条(c)は、データ処理の目的およびデータ処理が行われる期間について本人に通知しなければならないと規定しています。ただし、この期間は本人の同意がある場合および法律の規定に従っている場合を除き、延長することはできません。

(d) 利用制限の原則

同法第 4 条(a)には次のように記されています。“すべての自然人は自らのデータを保護する権利を有し、関係人の事前の同意を得た後または法律で認められた場合を除き、データを処理することはできない。”

(e) 安全保護の原則

同法第 8 条(b)は、データ責任者は、データの安全性および完全性の侵害、開示、変更、追加、破壊、不正行為からデータを確実に保護するためのセキュリティ、技術および組織的措置を講じなければならないと定めています。

(f) 公開の原則

この法律により、データ保護評議会が設置され、以下の責任を負うものとします。

a- データ保護に関する政策、戦略、計画およびプログラムの承認とその実施状況の監視。

b- 官公庁および処理業者の業務の適切な遂行に関連する行動規範を含む、データ保護に関する基準および措置の採択。

c- 関係者が職員に対して、又は責任申請者がその他の職員に対して提出した苦情及び要請について決定するための仕組みを決定し、この目的のために発行された指示に従って、これに関して必要な措置を講ずること。

d- データに関連する条約、協定、法律及び指示に関する意見を表明すること。

e- 王国に認定された国、国際または地域機関、または組織で、情報保護が適切なレベルにあるものについて、定期的に更新されるリストを発行し、適切と思われるあらゆる手段で公表すること。

f- データ保護の分野における国際協力計画を提案し、国際機関や組織と経験を交換し、データ保護手続きの完全性を確保するために政府機関や非政府機関と調整・協力すること。

(g) 個人参加の原則

同法第 4 条には、次のように記されています。

A- すべての自然人は、自己のデータを保護する権利を有し、関係者の事前の同意を得た後、または法律で認められた場合を除き、データを処理することはできません。

b- 本人は、以下の権利を享受します。

1- 公務員が保有するデータを知ること、アクセスすること、入手すること。

2- 事前の同意の撤回。

3- データの修正、変更、消去、隠蔽、追加、更新。

4- 取扱いを特定の範囲に割り当てること。

5- データが収集された目的を達成するために必要でない場合、またはその要件を超えている場合、差別的、不公正または法律に違反している場合、処理および判断に異議を唱えること。

6- 自己のデータのコピーを職員から別の職員に転送すること。

7- 自己のデータのセキュリティと完全性に対する違反、侵害または違反を認識し、知ること。

C- 本条(B)項に規定された権利の行使は、本人にとって金銭的又は契約上の結果を伴わないものとします。

(h) 責任の原則

重大な過失または侵害があった場合、データ保有者は法第 19 条(b)に従い、本人に補償する義務を負います。

- ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要を教えてください。

以下の OECD プライバシー原則は、データ保護法の草案に含まれています。現在、そのような法律の枠組みがないため、ヨルダンの法律では、主なデータ保護手続きと規則が存在しません。プライバシーの問題は、ヨルダンの法律や規則でカバーされているに過ぎません。現行の法律では、個人情報保護という一般原則を広くカバーしているだけで、個人情報の処理、保存、保護の方法に関する具体的な手順は示されていません。したがって、これらの原則は、現時点では、ヨルダンの法律で完全にはカバーされていません。

- (a) 収集制限の原則
- (b) 目的明確化の原則
- (c) 利用制限の原則
- (d) 個人参加の原則
- (e) 安全保護の原則
- (f) 公開の原則
- (g) 個人参加の原則
- (h) 責任の原則

IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的なガバメントアクセスやデータローカライゼーションのような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

いいえ。データ主体の権利に影響を与えるような制度はありません。また、プライバシーの権利はヨルダン憲法で保護されており、一般的には、政府は民間分野の組織が保有する個人データにアクセスすることはありません。ただし、データ保護法の草案によれば、管轄の公的機関が法律で委任された業務を遂行するために必要な範囲で直接に、または、契約（政府機関が契約を締結して、サービスを提供するために自らの義務を他の当事者に譲渡する場合、その契約はデータ保護法の規定を遵守しなければなりません。）にこの法律およびそれに基づく規制や指示に定められたすべての義務および条件の遵守が含まれていれば、他の契約当事者を通じて、公的機関は事前の同意や本人への通知なしに個人データを

処理することができます。

データローカライゼーションに関しては、デジタル経済・起業家省が2020年クラウド(プラットフォーム & サービス)ポリシーを発表しています。このポリシーでは、民間企業はヨルダン国外に情報を保管することができ、データの保護を保証しなければなりません。また、クラウドサービスプロバイダーは、不正なアクセスからデータを保護する義務を負っています。

政府機関は、本方針に基づき、クラウドに移行するデータ、機器、ソフトウェアなどの資産を分類する必要があります。

第一レベル(極秘):この場合、保存と処理の場所は王国内の、制限の可能性のある政府内の安全なデータセンターに限定され、当局はすべてのクラウドサービスを利用することができます。

第二レベル(機密):保存と処理の場所は王国内に限定され、政府内の安全なデータセンターとすべての異なるクラウドサービス、および制限の可能性のある民間部門の安全なデータセンターを利用することが可能です。したがって、政府機関は SaaS 型クラウドサービスのみを利用することができます。

第三レベル:(内密)。保存と処理の場所は、王国内または国外にすることができ、政府および民間セクターの安全なデータセンターを活用し、すべての異なるクラウドサービスを利用できる可能性があるものの、民間部門および/またはヨルダン国外のデータセンターについては制限の可能性がありま

第四レベル(通常)。保存と処理の場所は王国の内外を問わず、政府および民間部門の安全なデータセンターを利用できる可能性があり、あらゆる種類のクラウドサービスを利用することができます。暗号化、トークン化、匿名化、データ分解、サイバー・デセプション・ディフェンス・ソリューションの実装などの上記の分類における追加的な制限により、ローカルまたはグローバルなクラウドサービスプロバイダーがクラウドのデータを閲覧し、アクセスし、複製することがないようにはなりません。

2020年クラウド(プラットフォーム & サービス)ポリシー

https://www.modede.gov.jo/ebv4.0/root_storage/en/eb_list_page/cloudpolicy-2020-english.pdf

V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

現在、ヨルダンにデータ保護機関は存在しません。しかし、データ保護法の草案によりますと、関

係当局はデジタル経済・起業家省です。

住所: 8th Circle Bayader Wadi Al Seer P.O.Box 9903 Amman 11191 Jordan